

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公開番号】特開2016-81727(P2016-81727A)

【公開日】平成28年5月16日(2016.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-029

【出願番号】特願2014-212182(P2014-212182)

【国際特許分類】

H 01 R 13/64 (2006.01)

H 01 R 13/639 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/64

H 01 R 13/639 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月24日(2017.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

相手コネクタハウジングが前方から嵌合可能なコネクタハウジングと、
前記コネクタハウジングを取り付け可能な取付部材とを備え、

前記コネクタハウジングは、前記取付部材に対し、後退動作を規制された状態に保持される仮保持位置と、前記相手コネクタハウジングとの正規嵌合後、前記仮保持位置における保持状態が解除されて前記相手コネクタハウジングとともに後退させられる位置で、前記取付部材に保持されず、前記相手コネクタハウジング側の動きに応じて前記相手コネクタハウジングと一緒に動作可能な後退位置とに変位可能となっていることを特徴とするコネクタ。

【請求項2】

前記取付部材は、前記仮保持位置にて前記コネクタハウジングを前後方向と直交する方向に変位可能に保持する弾性保持部を有していることを特徴とする請求項1記載のコネクタ。

【請求項3】

前記取付部材は、前記コネクタハウジングが前記相手コネクタハウジングと正規嵌合されるまでの間、前記コネクタハウジングを当て止めして前記コネクタハウジングの後退動作を規制し、前記コネクタハウジングが前記相手コネクタハウジングと正規嵌合されたとの回転操作によって前記コネクタハウジングとの当て止め状態が解消されるようにした当止壁を有していることを特徴とする請求項1又は2記載のコネクタ。

【請求項4】

前記取付部材は、前方に突出するアーム部を有し、前記アーム部は、前記コネクタハウジングが前記相手コネクタハウジングと正規嵌合されるまでの間、前記コネクタハウジングを当て止めして前記コネクタハウジングの後退動作を規制する当止部と、前記当止部の前方に位置し、前記コネクタハウジングが前記相手コネクタハウジングと正規嵌合されたときに前記相手コネクタハウジングに押圧され、これによって前記アーム部を傾動させて前記当止部と前記コネクタハウジングとの当て止め状態を解除させる解除部とを有していることを特徴とする請求項1又は2記載のコネクタ。

【手続補正2】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0009****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0009】**

本発明の好ましい実施形態を以下に示す。

前記取付部材は、前記仮保持位置にて前記コネクタハウジングを前後方向と直交する方向に変位可能に保持する弹性保持部を有している。したがって、仮保持位置では、コネクタハウジングが弹性保持部によって調心されて相手コネクタハウジングと同心状態で嵌合可能となる。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0022****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0022】**

両当止壁21は、全体として容易に撓み変形しない剛性を有し、実質的に撓み変形不能とされている。本体部31の前端面は、前後方向に関して、弹性保持部28の各凸部よりも後方で、且つ両第1弹性片19の湾曲部24と前後方向で重なる位置に配置されている。そして、図4に示すように、本体部31の前端面は、上下方向に沿って配置され、保持空間27に収容されたコネクタハウジング10を当て止め可能とされている。

図4に示すように、取付部材16には、本体部31よりも後方に、保持空間27に連通した自由空間32が開放して形成されている。自由空間32には、コネクタハウジング10の後述する係合部37が取付部材16に係合しない自由状態で自在に変位可能に配置されるようになっている。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0032****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0032】**

一方、仮に、両コネクタハウジング10、11が互いに正対した状態になく、例えば、ソレノイド80の軸周りに相手コネクタハウジング11が正対位置から周方向(図7のX線方向)に位置ずれした状態にあっても、コネクタハウジング10の前端部が相手コネクタハウジング11のフード部13内に誘い込まれて浅く嵌合されることにより、両第1弹性片19及び第2弹性片20の撓み動作を伴いながら、両翼部40が両第1弹性片19を摺動する等して、コネクタハウジング10が相手コネクタハウジング11との正規の嵌合位置に誘導させられる。したがって、両コネクタハウジング10、11の嵌合開始時の位置ずれが弹性保持部28によって適正に吸収され、両コネクタハウジング10、11が正規嵌合される状態を保証することができる。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0033****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0033】**

続いて、ソレノイド組付部91に対してソレノイド80を軸周りに回転させることにより、嵌合状態にある両コネクタハウジング10、11を周方向(図7のX線方向)に変位させる。すると、各凸部が各凹部から抜け出て、両第1弹性片19が撓み変形させられ、

それとともに両翼部40が両第2弾性片20を摺動し、且つ、両係合部37の当接部39が両当止壁21の本体部31から離間して当て止め状態が解消される。これにより、嵌合状態にある両コネクタハウジング10、11の後退位置への変位が許容される。